

# 高知くらしの護身術

201

## 新生活トラブル

### 居住地の相談窓口

(2011年 3月15日掲載原稿)

新生活が始まる春。消費生活センターでは親から県外で暮らす子供の契約トラブルの相談が増えます。前回もこの話題に触れましたが、より具体的に相談事例を紹介します。

①アパートやマンションの賃貸契約をしたが、その後で別の物件が気に入ったので解約したい。解約料金は発生するのか。

②転勤が決まったので家主にマンションの退去を伝えた。だが、「敷金は返せない」と言われ、高額な修理費用を請求されている。言われるままに支払わなければならないか。

③公共放送の外務員がアパートを訪ねてきて、半ば強引に受信契約をさせられた。子供は未成年だから親の承諾が必要ではないのか、未成年者の契約の取り消しはできないのか。

④新聞の勧誘員が部屋を訪れ、しつこく勧誘してきた。断り切れずに契約したが、取り消したい。

⑤突然の訪問販売で高額な布団や浄水器を買わされたが、キャンセルしたい。

⑥街を歩いていると「無料キャンペーン中」と言われて店に連れて行かれ、高額なエステやアクセサリー、絵画などを契約させられた。長時間の勧誘で仕方なく契約した。取り消したい。

このような契約トラブルはクーリングオフや未成年者契約の取り消し、その他の方法で対処・解決できる場合があります。クーリングオフとは訪問販売や電話勧誘販売、エステや語学教室の契約などの場合、契約してから8日以内、マルチや内職商法なら20日以内にはがきで通知することで無条件に契約解除ができる制度です。

まず、県立消費生活センターや居住地の消費生活相談窓口にご相談を。最寄りの相談窓口が分からないときは消費者ホットライン(0570・064・370)に電話してください。